

「会社分割入門」 part4

以前、会社分割を一緒にやったことのある司法書士さんから「ある会社の企業再生を計画中だが、建設業者なので許認可の専門家である行政書士さんに入ってもらい、アドバイスをしてほしい」という内容のお電話を頂きました。

後日、約束の日に出向くとそこには弁護士、税理士、司法書士、中小企業診断士等のそうそうたるメンバーが揃っていました。すでに1年も前からこの専門家チームは出来上がっているとのことでした。

そこではA社という建設会社の企業再生がテーマになっておりました。A社は県内でも老舗の建設会社で、売上高もその道では大きい会社です。しかしながら、取引先の倒産が引き金となり、いまや多額の金融債務を抱えていて、早めに何らかの手を打たないと体力的にあぶない状態でした。

しかも建設業許可の更新期限が8カ月後に迫っているにもかかわらず「自己資本4,000万円以上あること」という特定建設業許可を更新できる要件を満たしていないどころか億単位の債務超過であり、まさに崖っぷちと言える状態でした。

私は全体の説明を聞いた時、「こんなに歴史のある会社を倒産させるわけにはいかない、何としてでも再生させるべき」だと思いました。もし倒産すれば従業員やその家族だけではなく、下請けや資材会社のすべての影響が及びます。我々も心してかからなければなりません。

専門家チームのそれぞれの役割をまとめると、弁護士は銀行を中心とする債権者対策を始め、労使交渉等あらゆる法的問題への対応、税理士は国税との対応や分割にあたっての資産・負債の切り分け、司法書士はすべての登記手続き、中小企業診断士は全体の計画と銀行との折衝を担当し、私は、分割後の許可と経審・入札参加資格の承継までを担当することになりました。

専門家チームの会合を何度も重ねて出来た企業再生の全体像はこうです。

まず受け皿となる会社Bを設立します。資本金は特定建設業の許可を取るために4,000万円が必要です。出資者は新しくオーナーになる方です。

次に分割日に、A社の事業のほとんどすべてを本体から切り離し（会社分割）、その日のうちに新設会社Bに吸収（合併）させます。これを同時に行うのを吸収分割といいます。

これによって、A社の建設事業（建設業に関する資産・負債とすべての従業

員)はB社に移り、これまでの実績(完成工事高や営業年数)もB社が引き継ぎ、B社には新たに建設業許可を取得させます。

また、この日をもってB社は商号を元のAに変更しましたので、外見上は何の変化もなく、大幅な組織再編があったことは一般の方には分からないようにしました。この方が余分なことまで説明しなくて済むからです。

一方、建設事業を切り離れた元A社は、清算への道を歩むこととなります。

再建計画の前提となるのは、取引銀行に大部分の債権を放棄してもらうことです。もちろん銀行が簡単に自らの債権を放棄するはずはないので、誠意を込めながらも理詰めでも銀行と交渉できる弁護士を見つける必要があります。

「銀行にとって最大の回収方法はこの案です」と提示することが出来るか、そして究極の解決策は債権者にとっても債務者にとってもGoodな案を提示できるかどうかにかかっていると思います。

多額の金融債務を抱える企業は、取引銀行が債権放棄をしなければそのまま倒産する可能性が高くなります。

そうすると債権の回収可能性はゼロになるだけでなく、従業員や取引先も路頭にまよい、社会的な影響も大きくなります。

銀行にとっても企業が倒産してしまうよりは、企業が再生に向かえば債権の回収可能性は上がりますし、債権放棄をして不良債権を処理したほうが自らの経営健全化につながるという側面もあるでしょう。

A社の場合、いずれにしても銀行の債権放棄が再生計画の前提となりました。